

旧姓の通称使用 法制化へ

〈2025年12月4日付 朝日新聞朝刊1面(東京本社最終版)より〉

※原文から一部書き直している場合があります。

政府は、結婚後の旧姓の通称使用を法制化するため、2026年の通常国会に関連法案を提出する方向で調整に入った。行政手続きなどで旧姓の通称使用を法律で促す。ただし、夫婦同姓の維持を前提に不便の解消を図るのが狙いであるため、法案が成立すれば、**(A 選択的夫婦別姓)**の制度導入に向けた政治的な機運が失われる可能性がある。

複数の政府関係者が明らかにした。自民党と日本維新の会は2025年10月に交わした連立合意書に「**(① 戸籍)**制度は維持しながら、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度を創設する」と明記し、2026年の通常国会での関連法案の成立を目指すとしていた。

高市早苗首相は、就任前から**選択的夫婦別姓**の制度導入には慎重な立場で、代わりに旧姓使用の制度化を進めようとしてきた。現在でも住民票やマイナンバーカード、運転免許証には旧姓を併記できる一方、金融機関によっては旧姓での口座開設や継続ができないなどの不便がある。高市氏は、自民党が**選択的夫婦別姓**のあり方について議論を本格化させた2025年2月に「私案」として、**(戸籍)**上の同姓は維持しつつ住民票に旧姓を記載する制度をつくり、国や地方自治体、事業者に対し旧姓を通称として使用できるために必要な措置を講じるよう求める法制化を提示した。

政府は今後、高市氏の「私案」をベースに法案づくりを進める見通しで、2026年3月ごろの法案提出を目指す方針だ。

選択的夫婦別姓をめぐっては、1996年に法相の諮問機関・**(② 法制審議会)**が、**別姓**の導入を答申したが、**(③ 保守派)**などの反発で議論が進んでこなかつた。経済界が、ビジネス上の不都合や姓の変更による「**(④ アイデンティティー)**の喪失」という問題から制度導入を求めたことを受け、2025年の通常国会では、立憲民主党などが議員立法として**選択的夫婦別姓**の導入法案を提出。28年ぶりに衆院で審議された。

しかし、自民内の議論では、制度導入の推進派と慎重派で意見が割れて結論が出ず、議員立法による独自法案をまとめることはできなかった。こうした経緯から、政府は今回、議員立法ではなく、政府提出法案(**(⑤ 閣法)**)で旧姓使用の法制化を目指す構えだ。

Q 記事の内容として誤っているものを、次の①~④から一つ選びなさい。

- ① 旧姓の通称使用の法制化は、夫婦同姓の維持を前提にしている
- ② 法制化により、行政手続きなどで旧姓の通称使用を促す
- ③ 高市氏の「私案」をベースに法案づくりが進む見通しだ
- ④ 自民党は議員立法による旧姓使用の法制化を目指している

民法では、結婚後は夫婦のどちらかの姓を名乗ると定められている。ただし、実際には94.1%が夫の姓を選択している。旧姓の通称使用とは、結婚により改姓した後も、元の姓を通称として使用すること。結婚後に夫婦どちらかの姓を選択することを義務づけている国は、世界で日本だけとみられる。

結婚後も夫婦が望めば、それぞれの法的な姓を維持できる制度。生まれてきた子どもについては、夫婦いずれかの姓を名乗ることになる。

2019年の法改正により実現した。旧姓を使える場面は広がっているが、金融庁の2022年の調査では、旧姓名義の口座に対応している銀行は69%、信用金庫は58%、信用組合は12%しかなかった。旧姓併記が可能になったパスポートについても、国際規格に基づくICチップには戸籍姓の情報しか入っておらず、入国時にトラブルにあったという声も少なくない。

伝統的な家族觀を重視する保守派には、選択的夫婦別姓の導入に反対する人が多い。夫婦や親子の姓が異なると家族の一体感が失われ、夫婦の不仲や離婚、家庭崩壊といった問題が生じるおそれがあるといったことが理由として挙げられている。

経団連は2024年、ビジネスの妨げになっているとして、政府に選択的夫婦別姓の早期実現を要望した。労働組合の中央組織・連合も以前から、政府に導入を求めている。